



令和5年 告示第23号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和5年12月13日

板野東部消防組合

監査委員 日根 啓 

板野東部消防組合

監査委員 近藤 祐 司 

記

1 監査の対象

(1) 監査対象機関及び期間

板野東部消防組合消防本部 総務課、警防課、予防課、通信指令課
令和5年4月1日～令和5年9月30日

(2) 職員組織の状況

(3) 財務・事業に関する重点事項

(4) 予算の執行状況

(5) 委託契約の状況

(6) 公有財産の状況

(7) 現金公有財産物品等の亡失棄損その他事故の状況

(8) 監査及び検査等に関する事項

(9) 繰越明許費の状況

(10) 各課が所管する団体、組織等

2 監査の時期

(1) 監査日 令和5年10月18日(水) 午後2時

(2) 場 所 板野東部消防組合消防本部2階 大会議室

3. 監査の結果

(1) 全 般

消防年報について、調査表に差異が見受けられました。

校正を、担当者のみでするのでなく、二人以上でチェックされることを要請します。

また、救助資機材の表について、見易くなるよう第1消防署と第2消防署を同じ配列とするよう依頼したところであるが、昨年と同じ配列だったので次年度は訂正すること。

(2) 総務課

緊急に現金を出金する必要があるときは、職員が立て替える事なく、活動資金等の目的で保管する現金から上司に許可を得て出金し、金銭出納帳への記載する体制に努めてください。

(3) 警防課

本年3月に化学消防ポンプ自動車を更新し、泡消火薬剤等を常備積載していることから、危険物火災や車両の火災等に迅速に対応することができるよう、技術の維持向上に努め地域住民の安全確保に注力してください。

(4) 予防課

防災意識の普及推進を目的とした、板野東部婦人防火クラブ及び板野東部少年少女消防クラブは、コロナ禍であったため、幅広い活動ができなかった。

今般、各町の防災フェスタ等に少年少女消防クラブが参加し、熱心に活動されている姿を見かけました。消防団員の確保が課題となるなか、少年少女消防クラブ等を通じ、防火意識の向上と将来を担う人材の育成に努めて頂きたい。

(5) 通信指令課

最近各地で線状降水帯等による風水害が発生しており、早期避難のためには迅速で的確な情報提供が重要となっております。なお、NET119については、多くの障がい者の方々の登録促進に注力された。

以 上